

# 被災者支援に関する 各種制度の概要

鹿沼市

令和元年10月1日現在

# 目次

種別	活用できる支援制度
各種相談に関する事	災害総合相談窓口 P.5
	市民生活相談 P.5
	納税相談 P.5
	健康相談 P.5
り災証明書及び被災証明書に関する事	り災証明書の発行 P.6
	被災証明書の発行 P.6
各種給付や貸付等に関する事	災害弔慰金 P.7
	災害障害見舞金 P.7
	災害見舞金等 P.8
	被災者生活再建支援制度 P.9
	災害援護資金 P.10
	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護資金)) P.11
	市制度融資災害対応資金 P.12
	被災施設等復旧支援事業補助金 P.12

# 目次

## 児童生徒の支援に関する こと

- 教科書等の無償給与(災害救助法) P.13
- 特別支援学校等への就学奨励事業 P.13
- 小・中学校の就学援助措置 P.13

## 保育に関する こと

- 緊急保育の実施 P.14
- 保育料の減免措置 P.14

## 各種減免等に関する こと

- 地方税の特別措置 P.15
- 国民健康保険・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置 P.15
- 公共料金・使用料等の特別措置 P.15
- 障害福祉サービス等の利用者負担の減免 P.16
- 児童扶養手当等の特別措置 P.16

## 住宅等に関する こと

- 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費)) P.17
- 市営住宅緊急入居 P.17
- 鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金 P.17
- 住宅危険度に関する相談 P.18
- 仮設建築物に対する制限の緩和 P.18
- 住宅の応急修理(災害救助法) P.18

# 目次

## 生活サービス等に関する こと

日赤救援物資の配布 P.19

浸水家屋の消毒 P.19

ボランティア袋等の無償配布 P.19

特定家電リサイクル料金の市費負担 P.19

災害ごみの回収 P.20

宅地内土砂回収 P.20

災害ボランティアの派遣 P.20

高齢者福祉センター利用料の免除 P.21

前日光つつじの湯交流館の利用料の免除 P.21

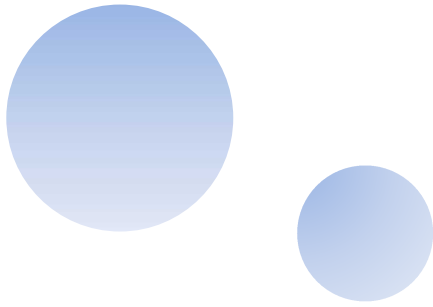
## 農業関係に関する こと

農業災害復旧事業(土地改良施設) P.22

農業災害復旧事業(農地) P.22

市単独農業災害復旧事業 P.22

市単独原材料支給事業 P.22



災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の皆さんが助け合い、取り組んでいくことも大切です。

市では、被災者の生活再建への取組を支援するため、各種の支援制度を用意しています。

このパンフレットは、皆さんが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、本市の支援制度をまとめたものとなります。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災・減災対策に取り組んでいただければと思います。

## 各種相談に関すること

制度の名称	<b>災害総合相談窓口</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●市民からの災害に関する問い合わせや相談に対応するための総合案内窓口を開設します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	生活課 0289-63-2122 本庁新館2階

制度の名称	<b>市民生活相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●日常生活及び災害に関する困りごと、心配事相談窓口を開設します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	生活課 0289-63-2122 本庁新館2階

制度の名称	<b>納税相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●災害被害により、市税等の納付が困難な方の相談窓口を開設します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	納税課 0289-63-2114 本庁本館1階

制度の名称	<b>健康相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●被災された方の健康相談を行います。 (健康課での来庁相談、家庭訪問による相談に応じます。)
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	健康課 0289-63-8312 本庁本館1階

## り災証明書及び被災証明書に関すること

制度の名称	り災証明書の発行
支援の種類	証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●損害のあった建物について、り災証明書を発行します。</li> <li>●次のものをご持参ください。</li> <li>・被災状況のわかる写真</li> <li>・印鑑</li> <li>・身分証明書</li> </ul>
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	税務課 0289-63-2161 本庁本館1階

制度の名称	被災証明書の発行
支援の種類	証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●り災証明書の発行ができない次のもの等について、被災した事実を証明する被災証明書を発行します。</li> <li>・納屋等の建物、塀、カーポート、敷地内への土砂流入、浸水による機器の破損等</li> <li>●次のものをご持参ください。</li> <li>・被災状況のわかる写真</li> <li>・印鑑</li> <li>・身分証明書</li> </ul>
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	税務課 0289-63-2161 本庁本館1階

## 各種給付や貸付等に関すること

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政令で定める災害により死亡した市民のご遺族に対して、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</li> <li>●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が死亡した場合：条例で定める額を支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合：条例で定める額を支給</li> </ul> </li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政令で定める災害により死亡した市民のご遺族です。</li> <li>●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 (死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族が先の順位となり、その他の遺族が後の順位となります。)</li> <li>・上のいずれも存しない場合には兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限ります。)</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁本館1階

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政令で定める災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障害を受けた場合：条例で定める額を支給</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合：条例で定める額を支給</li> </ul> </li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政令で定める災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両目が失明した人</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能を廃した人</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>5 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>6 両上肢の用を全廃した人</li> <li>7 両下肢を膝関節以上で失った人</li> <li>8 両下肢の用を全廃した人</li> <li>9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が全各項目と同程度以上と認められる人</li> </ol> </li> </ul>
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁本館1階



制度の名称	災害見舞金等																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●市内において発生した災害により重大な被害を受けた市民に対し、災害見舞金又は災害弔慰金を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="370 501 1436 846"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="370 501 1040 573">区 分</th> <th data-bbox="1046 501 1436 573">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 577 555 734" rowspan="3">災害見舞金</td> <td data-bbox="561 577 625 734" rowspan="3">(1)</td> <td data-bbox="632 577 1040 636">住家の全壊、流出又は全焼</td> <td data-bbox="1046 577 1436 636">1世帯につき 5万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 640 1040 685">住家の半壊、又は半焼</td> <td data-bbox="1046 640 1436 685">1世帯につき 3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 689 1040 734">住家の床上浸水</td> <td data-bbox="1046 689 1436 734">1世帯につき 2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 739 555 784"></td> <td data-bbox="561 739 625 784">(2)</td> <td data-bbox="632 739 1040 784">重傷</td> <td data-bbox="1046 739 1436 784">1人につき 2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 788 555 846">災害弔慰金</td> <td data-bbox="561 788 625 846">(3)</td> <td data-bbox="632 788 1040 846">死亡</td> <td data-bbox="1046 788 1436 846">1人につき 10万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		金 額	災害見舞金	(1)	住家の全壊、流出又は全焼	1世帯につき 5万円	住家の半壊、又は半焼	1世帯につき 3万円	住家の床上浸水	1世帯につき 2万円		(2)	重傷	1人につき 2万円	災害弔慰金	(3)	死亡	1人につき 10万円
区 分		金 額																				
災害見舞金	(1)	住家の全壊、流出又は全焼	1世帯につき 5万円																			
		住家の半壊、又は半焼	1世帯につき 3万円																			
		住家の床上浸水	1世帯につき 2万円																			
	(2)	重傷	1人につき 2万円																			
災害弔慰金	(3)	死亡	1人につき 10万円																			
活用できる方	<p>●本市に住所を有する方(外国人を含む。)が災害により上記表に定める被害を受けた場合。</p> <p>●表中(1)の災害見舞金は災害時にその住家に居住していた世帯に、(2)の災害見舞金はその方又はその世帯に、(3)の災害弔慰金はその遺族で葬祭を行う方に支給します。※遺族とは、災害により死亡した方の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった方を除く)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲にある方をいいます。</p> <p>※支給の制限 次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1)災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)や被災者生活再建支援法(平成10年法第66号)等の適用を受けるとき。</p> <p>(2)災害が、鹿沼市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年条例第50号)の適用を受けるとき。</p> <p>(3)災害が、災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したとき。</p>																					
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁本館1階																					

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、かく該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="493 607 1098 763"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="493 846 1404 1039"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>建設購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <p>●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>詳しくは、内閣府の防災情報のページ  <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</a>  「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>				住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の被害程度			建設購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の被害程度																					
	建設購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<p>●住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>(※)次の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。  ※対象となる災害は、自然災害で本市において住居が10世帯以上全壊した災害等です。</p>																					
お問い合わせ	財政課 0289-63-2151 本庁新館2階																					

制度の名称	災害援護資金													
支援の種類	貸付(融資)													
制度の内容	<p>●政令で定める災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた市民である世帯主に対して、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p>													
	貸付限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない	150万円	イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円		
		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合												
		ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない	150万円											
		イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない	250万円											
ウ 住居の半壊		270万円												
エ 住居の全壊		350万円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円			
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合														
ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない		150万円												
イ 住居の半壊		170万円												
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円													
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない	150万円												
ア 家財の3分の1未満の損害があり、かつ住居の損害がない	150万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない	250万円												
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない	250万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> </tbody> </table>	ウ 住居の半壊	270万円												
ウ 住居の半壊	270万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	エ 住居の全壊	350万円												
エ 住居の全壊	350万円													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円				
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合														
ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない	150万円													
イ 住居の半壊	170万円													
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円													
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない	150万円												
ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない	150万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> </tbody> </table>	イ 住居の半壊	170万円												
イ 住居の半壊	170万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円												
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円												
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円													
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)													
据置期間	3年以内(特別の場合5年)													
償還期間	10年以内(据置期間を含む)													
<p>●所得制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、居住が滅失した場合には1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、居住が滅失した場合には1,270万円とします。		
	世帯人員	市民税における前年の総所得金額												
	1人	220万円												
	2人	430万円												
	3人	620万円												
	4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、居住が滅失した場合には1,270万円とします。													
活用できる方	上記に該当する世帯主													
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁本館1階													

制度の名称	<b>生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護資金))</b>																
支援の種類	貸付(融資)																
制度の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1" data-bbox="384 667 1406 880"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費(災害援護資金)</p> <table border="1" data-bbox="384 936 1406 1182"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円(目安)</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内(目安)</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、鹿沼市社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利子	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
貸付限度額	10万円以内																
貸付利子	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円(目安)																
貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)																
活用できる方	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は対象外</p>																
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1																

制度の名称	<b>市制度融資災害対応資金</b>	
支援の種類	融資	
制度の内容	●緊急経営対策特別資金を融資します。	
	使 途	設備・運転資金
	限 度 額	2,000万円
	融 資 期 間	8年(うち据置2年以内)
	利 率	3年以内1.4% 5年以内1.6% 8年以内1.8%
	保 証 料	全額補助
活用できる方	●市内で同一事業を1年以上営む中小企業者で、被災された方で、市が発行するり災証明書又は被災証明書を持参できる方	
お問い合わせ	産業振興課 0289-63-2182 本庁新館5階	

制度の名称	<b>被災施設等復旧支援事業補助金</b>	
支援の種類	補助	
制度の内容	●中小企業者(商工業)が、被害を受けた施設及び建物について、融資(設備資金)を受けて復旧する場合、借入後2年間の返済利子相当額分(上限80万円)を補助します。	
	※市の制度融資(緊急経営対策特別資金・被災要件)又は栃木県制度融資「平成27年9月関東東北豪雨緊急対策資金」・「経営安定資金<罹災対策>」を利用した場合は、運転資金分も助成対象とします。	
活用できる方	●被災された中小企業者(商工業)でり災証明書又は被災証明書の発行を受けた企業者	
お問い合わせ	産業振興課 0289-63-2182 本庁新館5階	

## 児童生徒の支援に関すること

制度の名称	<b>教科書等の無償給与(災害救助法)</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品に給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●本市に災害救助法が適用された場合に、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。
お問い合わせ	学校教育課 0289-63-2239 市民情報センター4階 (本市に災害救助法が適用された場合のみ)

制度の名称	<b>特別支援学校等への就学奨励事業</b>
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	学校教育課 0289-63-2239 市民情報センター4階

制度の名称	<b>小・中学生の就学援助措置</b>
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	学校教育課 0289-63-2239 市民情報センター4階

## 保育に関すること

制度の名称	<b>緊急保育の実施</b>
支援の種類	保育サービス
制度の内容	被災により、児童の保育が困難な状況にある家庭に対し、緊急的に一時預かり保育を実施します。
活用できる方	被災した市内在住の家庭で、後片付け等の生活再建への取組により保育が困難な満10カ月から就学前までの児童
お問い合わせ	保育課 0289-63-2231 本庁新館3階

制度の名称	<b>保育料の減免措置</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●保育料について、減免措置が受けられる場合があります。 詳細については下記にお問い合わせください。
活用できる方	●災害により、居住する家屋が損害を受けた場合、損害状況に応じ(全壊・半壊・床上浸水)、保育料の減免が受けられます。 損害状況の確認のため、り災証明書が必要になります。
お問い合わせ	保育課 0289-63-2174 本庁新館3階

## 各種減免等に関すること

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(市県民税、固定資産税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。</li> <li>●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</li> <li>●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。 ※詳細については税務課又は納税課にご相談ください。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	税務課 0289-63-2112(市県民税)、0289-63-2113(固定資産税) 本庁本館1階 納税課 0289-63-2114 本庁本館1階

制度の名称	国民健康保険・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置												
支援の種類	減免・支払猶予												
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられる場合があります。 詳細についてはお問い合わせ先にご相談ください。												
活用できる方	●災害による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方												
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険税・後期高齢者医療制度・介護保険料</td> <td style="width: 15%;">税務課</td> <td style="width: 15%;">0289-63-2117</td> <td style="width: 15%;">本庁本館1階</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口負担</td> <td>保険年金課</td> <td>0289-63-2166</td> <td>本庁本館1階</td> </tr> <tr> <td>介護保険の窓口負担</td> <td>介護保険課</td> <td>0289-63-2283</td> <td>本庁本館1階</td> </tr> </table>	国民健康保険税・後期高齢者医療制度・介護保険料	税務課	0289-63-2117	本庁本館1階	国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口負担	保険年金課	0289-63-2166	本庁本館1階	介護保険の窓口負担	介護保険課	0289-63-2283	本庁本館1階
国民健康保険税・後期高齢者医療制度・介護保険料	税務課	0289-63-2117	本庁本館1階										
国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口負担	保険年金課	0289-63-2166	本庁本館1階										
介護保険の窓口負担	介護保険課	0289-63-2283	本庁本館1階										

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、県や本市が所管する公共料金や手数料等が軽減・免除される場合があります。
活用できる方	●対象者については、お問い合わせ先にご確認ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理手数料、し尿、浄化槽汚泥処理手数料等について 廃棄物対策課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階</li> <li>●水道料金の減免について 水道業務課 0289-65-3141 水道部事務所2階</li> <li>●下水道市利用料金の減免について 下水道課 0289-65-3697 下水道事務所3階</li> </ul>



制度の名称	<b>障害福祉サービス等の利用者負担の減免</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、お問い合わせ先にご確認ください。
お問い合わせ	障がい福祉課 0289-63-2176 本庁本館1階

制度の名称	<b>児童扶養手当等の特別措置</b>
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する、児童扶養手当及び特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。おおむね2週間以内に被災状況書の提出が必要です。
活用できる方	●児童扶養手当受給者世帯、障がい者・児のいる世帯
お問い合わせ	児童扶養手当 子育て支援課 0289-63-2172 本庁新館3階 その他 障がい福祉課 0289-63-2176 本庁本館1階

## 住宅等に関すること

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けします。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul>	
	貸付限度額	250万円(目安)
	貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
	据置期間	貸付けの日から6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</li> <li>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、鹿沼市社会福祉協議会にご相談ください。</li> </ul>	
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1	

制度の名称	市営住宅緊急入居	
支援の種類	現物支給・現物貸与	
制度の内容	●災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方は、市営住宅に優先的に入居できます。(原則3か月、最大12か月以内)	
活用できる方	●居住用家屋が被害を受け、住居に困っている方	
お問い合わせ	建築課 0289-63-2217 本庁新館4階	

制度の名称	鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金	
支援の種類	助成・補助	
制度の内容	●自然災害により住宅が被害を受けた場合に、住宅の復旧工事を行った方に対し、補助事業に要する経費の3分の1以内で交付しますが、次の区分に応じて限度額を設けます。	
	床下への浸水・土砂流入の被害を受けた方	2万円
	床上への浸水・土砂流入又は同程度の被害を受けた方※1	10万円
	突風・大地震・豪雪により被害を受けた方※2	10万円
	過去5年以内に※1、※2に該当する被害を受け、補助金の交付を受けた方	20万円
活用できる方	●自然災害により住宅が被害を受け、住宅の復旧工事を行った方	
お問い合わせ	建築課 0289-63-2217 本庁新館4階	

制度の名称	住宅の危険度に関する相談
支援の種類	相談
制度の内容	●地震等を受けた住宅等のうち宅地の安全が確認されているものについて、居住を継続した場合の危険の有無についての相談に応じます。
活用できる方	●被害が生じた住宅の所有者または居住者で住宅の安全性に不安のある方
お問い合わせ	建築指導課 0289-63-2242 本庁新館4階

制度の名称	仮設建築物に対する制限の緩和
支援の種類	規制緩和
制度の内容	●建築物の応急の修繕又は対象となる応急仮設建築物等の建築で、災害発生から1か月以内に工事するものは、建築基準法令の規定は適用されなくなります。 ※必ず担当課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。
活用できる方	●被災者が自ら使用するため建築する、延べ面積30平方メートル以内のものを設置予定の方
お問い合わせ	建築指導課 0289-63-2242 本庁新館4階

制度の名称	住宅の応急修理(災害救助法)
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の屋根、柱や梁(はり)等の構造部材、床、外壁、基礎のほか、ドアや窓、配管や配線、衛生設備等、災害救助法の示す優先順位に応じた修理を支援します。 ●内装(壁紙、ふすま等)、家電製品は原則対象外です。 ●応急修理は、被災者が本市の指定する業者と契約して実施します。 ●公費負担の修理限度額は1世帯当たり584,000円(平成30年度基準)です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が本市に適用された場合であって、次の要件を全て満たす方が対象となります。 ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯(※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません。)
お問い合わせ	建築課 0289-63-2217 本庁新館4階(本市に災害救助法が適用された場合のみ)

## 生活サービス等に関すること

制度の名称	日赤救援物資の配布
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた方、または避難が必要となった方に次の物資を支給します。</li> <li>・毛布</li> <li>・救急セット</li> <li>・布団</li> </ul>
活用できる方	●災害により、住家が被害を受けた方等
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁本館1階

制度の名称	浸水家屋の消毒
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水被害を受けた住居等の消毒を支援します。</li> <li>①消毒セットの配布</li> <li>②消石灰の配布</li> <li>③噴霧器による消毒</li> </ul>
活用できる方	●浸水被害にあわれた世帯の方
お問い合わせ	健康課 0289-63-8311 本庁本館1階

制度の名称	ボランティア袋等の無償配布
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害ごみのうち燃やすごみをごみステーションに出す場合に使用するボランティア袋を無償配布します。
活用できる方	●被災された方又は災害ごみを片付ける方
お問い合わせ	廃棄物対策課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階

制度の名称	特定家電リサイクル料金の市費負担
支援の種類	減免・免除
制度の内容	●災害ごみに関する特定家電(テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機)リサイクル料金を市費で負担します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	廃棄物対策課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階

制度の名称	<b>災害ごみの回収</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により発生したごみ(災害ごみ)を市で回収します。</li> <li>●市街地では、原則として集積所回収となります。地域内で臨時集積所を決めて出してください。</li> <li>●環境クリーンセンターへの直接持ち込みも可能です。 平日8:30から11:50、13:00から16:20まで</li> <li>●ごみを出す場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定家電、処理困難物に分別してください。</li> <li>●宅地内に流れてきた草も引き取ります。</li> <li>●燃やすごみは中身が見える袋等に入れてください。</li> <li>※住宅や物置の床・柱・壁等の建築材料は引き取れません。</li> </ul>
活用できる方	●被災された世帯の方
お問い合わせ	廃棄物対策課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階

制度の名称	<b>宅地内土砂回収</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水害等で宅地内に土砂が堆積した場合に、市で土砂を回収します。</li> <li>●宅地内の土砂は土のう袋に入れるか、土のう袋に入りきらない場合等は、敷地内に山積み(仮置き)し、お問い合わせ先に連絡してください。</li> <li>●土のう袋は市で支給します。</li> <li>●土砂の中の「ごみ」は取り出しておいてください。</li> <li>●回収日については後日担当課から連絡いたします。</li> </ul>
活用できる方	●水害等で宅地内に土砂が堆積した世帯の方
お問い合わせ	建設監理課 0289-63-2207 本庁新館4階

制度の名称	<b>災害ボランティアの派遣</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●災害により発生したごみの片付けなどをお手伝いします。
活用できる方	●被災された世帯の方
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1

制度の名称	<b>高齢者福祉センター利用料の免除</b>
支援の種類	利用料の免除
制度の内容	●床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、高齢者福祉センター温泉施設の利用希望者に一定期間入館料を免除します。
活用できる方	●床上浸水以上の被害にあわれた方
お問い合わせ	高齢福祉課 0289-63-2288 本庁新館1階

制度の名称	<b>前日光つつじの湯交流館の利用料の免除</b>
支援の種類	利用料の免除
制度の内容	●床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、前日光つつじの湯交流館温泉施設の利用希望者に一定期間入浴料を免除します。
活用できる方	●床上浸水以上の被害にあわれた方
お問い合わせ	観光交流課 0289-63-2303 本庁新館5階

## 農業関係に関すること

制度の名称	<b>農業災害復旧事業(土地改良施設)</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した堰・水路などの土地改良施設の復旧に対し国庫災害復旧事業を導入し支援します。
活用できる方	●被災された農家
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁新館5階

制度の名称	<b>農業災害復旧事業(農地)</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した農地の復旧に対し国庫災害復旧事業を導入し支援します。
活用できる方	●被災された農家
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁新館5階

制度の名称	<b>市単独農業災害復旧事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●市単独により農業災害復旧事業に対し支援します。
活用できる方	●被災された農家
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁新館5階

制度の名称	<b>市単独原材料支給事業</b>
支援の種類	原材料の支給
制度の内容	●市単独により災害復旧に要する原材料を支給します。 ●上限:20万円
活用できる方	●被災された農家
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁新館5階

発行年月 令和元年10月

発行編集 鹿沼市 総務部 危機管理課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

TEL 0289-63-2158 FAX 0289-63-2143